

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公表について

介護職員の処遇改善につきまして、これまでも何度か取り組みが行われてきました。令和元年10月消費税引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っています。当該加算にあたり、A 現行介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）まで取得していること。B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること。C 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。という3つの要件を満たしている必要があります。

処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして以下の通り公表いたします。

	算定要件	当法人としても取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門的の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の職員の負担軽減するための代替え職員も含む）	各種外部研修の受講に関しては階層別に受講する職員を選抜し計画的に育成を行っている。勤務シフト考慮等を行うことにより職員が研修を受けやすい環境を整えている。
労働環境・処遇の改善	雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇、休職制度に係る研修受講当による雇用管理改善対策の充実	年次給休暇の取得促進を行っている。
	ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問で悪接可能にすること等含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービスサービス提供）による業務省略化	離床・見守りセンサーの導入により日常的及び夜勤帯の見守り負担の軽減。介護ソフト、タブレット端末による情報の共有化と記録の電子化による業務負担軽減に取り組んでいる。
	ミーティング等による職場内のコミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケアの改善	毎朝、毎夕のミーティングと定期的な育成面談の実施で情報提供を図る。
	事故トラブルの対応でマニュアル等の作成による責任の所在の明確化	安全管理委員会・苦情・事故対策委員会等で各種指針、マニュアル等を整備している。
その他	健康診断・こころの健康等の健康管理の強化、職員休憩室・分煙スペースの等整備	定期健康診断・法定外検診の実施。ストレスチェックの実施。館内全面禁煙。
	介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成の見える化	介護サービス情報公表制度への事業所登録
	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上	総合防災訓練。夏祭り。保育園児による慰問等の地域住民等の交流。小・中学生の福祉・職場体験等の実施。
	非正規職員から正規職員への転換	非正職員から正規職員への転換整備。
	職員の増員による業務負担の軽減	積極的な職員の採用により一人一人の業務を分散させ負担の軽減に取り組んでいる。